



**《会計・税務の知識》 所得拡大促進税制(月数が異なる場合の計算)について**

はじめに

所得拡大促進税制は、青色申告書を提出している中小企業者等が、一定の要件を満たした上で、前年度より給与等の支給額を増加させた場合、その増加額の一部を法人税(個人事業主は所得税)から税額控除できる制度です。

**1. 継続雇用者給与等支給額とは**

継続雇用者(前年度の期首から適用年度の期末までの全ての月分の給与等の支給を受けた従業員のうち、一定の者)に支払った給与等の総額。

**2. 雇用者給与等支給額とは**

継続雇用者に限定しない、全ての国内従業員に支払った給与等の総額(役員等に支払った給与等は除く。)

**3. 比較雇用者給与等支給額とは**

前事業年度の国内雇用者に対する給与等の支給額です。

**4. 適用年度の月数と前事業年度の月数が異なる場合の計算について**

決算期の変更や前事業年度が設立初年度である場合など、適用年度と前事業年度で月数が異なる場合は、税額控除の算定基礎となる「雇用者給与等支給額・比較雇用者給与等支給額」のそれぞれについて調整の必要があります。

**5. 雇用者給与等支給額・比較雇用者給与等支給額の調整**

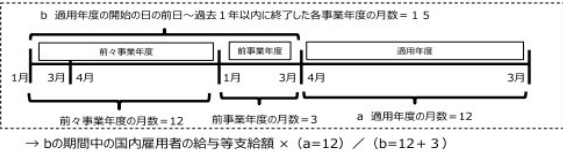
**比較雇用者給与等支給額の計算**

**1 前事業年度の月数が適用年度の月数を超える場合**  
 → 前事業年度における国内雇用者の給与等支給額 × 適用年度の月数 / 前事業年度の月数  
 (租法施行令27の12の5⑤一、⑥一)

例：前事業年度12月、適用年度6月の場合  
 → 前事業年度における国内雇用者の給与等支給 × 6 / 12

**2 ① 前事業年度の月数が適用年度の月数に満たない場合(前事業年度が6月に満たない場合)**  
 → A × B  
 A) 適用年度の開始の日の前日～過去1年(適用年度が1年に満たない場合は適用年度の期間)以内に終了した各事業年度に係る国内雇用者の給与等支給額の合計額  
 B) a 適用年度の月数 / b 適用年度の開始の日の前日～過去1年(適用年度が1年に満たない場合は適用年度の期間)以内に終了した各事業年度の月数  
 (租法施行令27の12の5⑤二イ、⑥二イ)

例：前事業年度3月(1-3月)、適用年度12月(4-3月)の場合 ※下図参照



**2 ② 前事業年度の月数が適用年度の月数に満たない場合(前事業年度が6月以上の場合)**  
 → 前事業年度における国内雇用者の給与等支給額 × 適用年度の月数 / 前事業年度の月数  
 (租法施行令27の12の5⑤二ロ、⑥二ロ)

例：前事業年度6月、適用年度12月の場合  
 → 前事業年度における国内雇用者の給与等支給 × 12 / 6

<https://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/zeisei/syotokukakudaiuidebook.pdf>  
 引用・中小企業庁

**5. 継続雇用者給与等支給額・継続雇用者比較給与等支給額の調整**

**1 前事業年度の月数が適用年度の月数を超える場合**

**(1) 継続雇用者**  
 → 以下の①②の期間における各月分の給与等の支給があり、雇用保険一般被保険者であり、高齢者雇用安定法に定める継続雇用制度の対象でない国内雇用者  
 ① 適用年度  
 ② 前事業年度のうち、前事業年度の終了の日を期間の終了日とする適用年度に相当する期間  
 (租法施行令27の12の5⑤二ロ)

例：前事業年度12月、適用年度6月の場合  
 → 対象となる期間は、適用年度6月及び前事業年度の後半の6月

**(2) 継続雇用者給与等支給額**  
 → 適用年度における継続雇用者の給与等支給額  
 (租法施行令27の12の5⑤イ)

**(3) 継続雇用者比較給与等支給額**  
 → 1 (1) ②における継続雇用者の給与等支給額  
 (租法施行令27の12の5⑤三)

**2 前事業年度の月数が適用年度の月数に満たない場合**

**(1) 継続雇用者**  
 → 以下の①②の期間における各月分の給与等の支給があり、雇用保険一般被保険者であり、高齢者雇用安定法に定める継続雇用制度の対象でない国内雇用者  
 ① 適用年度  
 ② 適用年度開始の前日～過去1年(適用年度が1年に満たない場合は適用年度の期間)の期間  
 ※ただし、②の間に設立されている場合は設立の日から適用年度開始の前日まで  
 (租法施行令27の12の5⑤二イ)

例：前々事業年度12月、前事業年度6月、適用年度12月の場合  
 → 対象となる期間は、適用年度12月及び前事業年度6月、前々事業年度のうち後半6月(適用期間と同月数過った期間)

**(2) 継続雇用者給与等支給額**  
 → 適用年度における継続雇用者の給与等支給額  
 (租法施行令27の12の5⑤イ)

**(3) 継続雇用者比較給与等支給額**  
 → 2 (1) ②における継続雇用者の給与等支給額 × 適用年度の月数 / 2 (1) ②の月数  
 (租法施行令27の12の5⑤二)

<https://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/zeisei/syotokukakudaiuidebook.pdf>  
 引用・中小企業庁

**6. 適用年度について**

平成30年4月1日～令和3年3月31日までに開始される事業年度が対象

**7. 令和3年税制改正による影響について**

<p>改正概要 【適用期限：令和4年度末まで】</p> <p>《現行制度》</p> <p>【通常要件1】 継続雇用者給与等支給額が前年度比で1.5%以上</p> <p>かつ</p> <p>【通常要件2】 給与等支給総額(企業全体の給与)が前年度以上</p> <p>【措置内容】 ✓ 給与等支給総額の増加額の15%を税額控除</p> <p>【上乗せ要件】 継続雇用者給与等支給額が前年度比で2.5%以上であり、次のいずれかを満たすこと Ⅰ. 数値目標が前年度比10%以上増加 Ⅱ. 中小企業等経営強化法に基づき経営力向上計画の認定を受けており、経営力向上が確実になされていること</p> <p>【措置内容】 ✓ 給与等支給総額の増加額の25%を税額控除 ※控除上限は、法人税額の20%</p>	<p>《改正案》</p> <p>【通常要件】 給与等支給総額(企業全体の給与)が前年度比で1.5%以上</p> <p>【措置内容】 ✓ 給与等支給総額の増加額の15%を税額控除</p> <p>【上乗せ要件】 給与等支給総額(企業全体の給与)が前年度比で2.5%以上であり、次のいずれかを満たすこと Ⅰ. 数値目標が前年度比10%以上増加 Ⅱ. 中小企業等経営強化法に基づき経営力向上計画の認定を受けており、経営力向上が確実になされていること</p> <p>【措置内容】 ✓ 給与等支給総額の増加額の25%を税額控除 ※控除上限は、法人税額の20%</p>
---	---

[https://www.meti.go.jp/main/zeisei/zeisei\\_fy2021/zeisei\\_k/pdf/zeiseikaisei.pdf](https://www.meti.go.jp/main/zeisei/zeisei_fy2021/zeisei_k/pdf/zeiseikaisei.pdf)  
 引用・経済産業省

**8. おわりに**

所得拡大促進税制の税額控除の計算は青色申告者を提出しているどの中小企業者にも該当するものでありますので、内容をしっかり把握していきましょう。  
 (担当：渡邊)